

浜田市国民健康保険運営協議会

(令和3年度第2回)

参考資料2

令和4年度の浜田市国保事業費納付金と  
標準保険料率

浜田市国民健康保険運営協議会

## 令和4年度国民健康保険事業費納付金（本算定）について

令和4年度事業費納付金及び標準保険料率等の本算定結果が県から通知されました。

**浜田市事業費納付金：1,254,481,303円（一般被保険者分）**

（医療分 920,329,308円 支援金分 263,480,006円 介護分 70,671,989円）

対3年度増減 ▲80,887,366円 ▲1,539,565円 724,292円

被保険者数 （一般）	一人当たり 所得額	医療費指数 （国平均=1）	令和4年度	令和3年度	増減 （A-B）
			一人当たり保険料 収納必要額(A)	一人当たり保険料 収納必要額(B)	
9,212人	472,316円	1.2391	124,858円	127,439円	▲2,581円

※いずれも法定軽減前の保険料額を記載（激変緩和後収納率で割り戻したもの）

### 令和4年度事業費納付金の傾向

- ・ 県全体の保険給付費見込額は、一人当たり医療費の増加と被保険者数の減少を勘案した結果、令和3年度（本算定時）と比較し大幅に減少すると推計されている。  
（推計額約505億円、前年度と比較して約21億4千万円減）
- ・ 前期高齢者交付金交付額等、県全体の保険給付費見込額から控除する収入額は約8億8千万円減少しているが、保険給付費見込額の大幅な減少により、浜田市の医療分（一般）事業費納付金額は令和3年度（本算定時）と比較し約8,100万円の減となる。

#### ◆令和4年度浜田市標準保険料率（本算定）

##### (1) 医療分+支援金分

区分			標準保険料率 （50：50）	令和3年度 （本算定）	対前年度比較	令和3年度 実際の料率
医療分 + 支援金分	応能割	所得割	10.67%	11.50%	▲0.83ポイント	11.93%
		被保険者均等割	34,014円	35,266円	▲1,252円	35,400円
	応益割	世帯別平等割	20,281円	22,727円	▲2,446円	24,600円
医療分	応能割	所得割	7.69%	8.52%	▲0.83ポイント	8.88%
		被保険者均等割	24,600円	26,193円	▲1,593円	26,500円
	応益割	世帯別平等割	14,668円	16,880円	▲2,212円	18,600円
支援金分	応能割	所得割	2.98%	2.98%	0.00ポイント	3.05%
		被保険者均等割	9,414円	9,073円	341円	8,900円
	応益割	世帯別平等割	5,613円	5,847円	▲234円	6,000円

##### (2) 介護分

区分			標準保険料率 （50：50）	令和3年度 （本算定）	対前年度比較	令和3年度 実際の料率
介護分	応能割	所得割	2.41%	2.34%	0.07ポイント	2.40%
		被保険者均等割	9,687円	9,337円	350円	9,000円
	応益割	平等割	4,653円	4,563円	90円	4,400円

# 事業費納付金と標準保険料率算定に必要な保険料総額の関係

## 医療分（一般）

県全体の医療費（保険給付費見込額）を推計し、

県全体の保険給付費見込額【約 505 億円】

県へ入る公費などを控除し納付金算定基礎額を求める（ステップ 1～3）

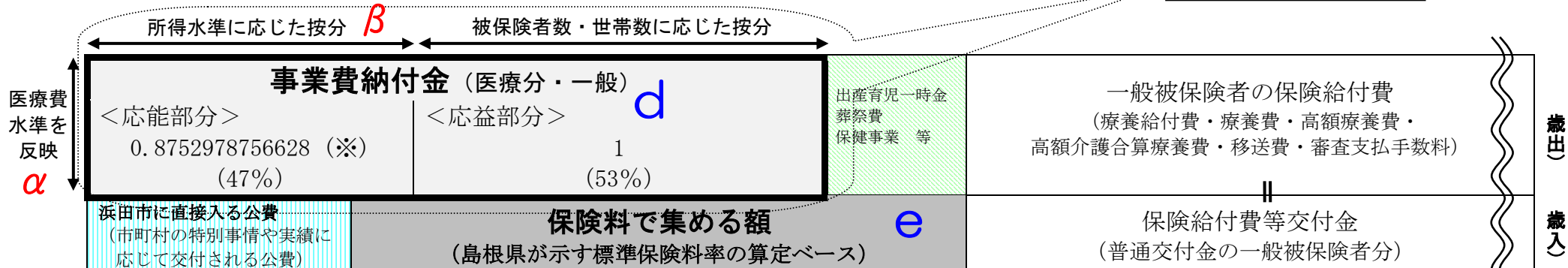
県へ入る公費など  
（国庫負担金、県繰入金、前期高齢者交付金等）  
【約 393 億 6 千万円】

**納付金算定基礎額**  
【約 111 億 4 千万円】

C

各市町村の医療費水準・所得水準等に基づき按分する（ステップ 4～5）

### ◆浜田市の事業費納付金額（医療分・一般）



※全国を 1 とした場合の島根県の所得水準 = 0.8752978756628（数値は本係数のもの）

### ◆事業費納付金額及び保険料で集める額（ステップ 6～7）

	<b>事業費納付金 (d)</b>	<b>納付金対象外経費</b>	=	<b>浜田市に直接入る公費</b>	<b>保険料で集める額 (e)</b>	→	<b>標準的な収納率</b>	<b>調整後の標準保険料率算定に必要な保険料総額 (e')</b>
医療分	920,329,308 円	123,342,820 円		416,671,716 円	627,000,412 円		96.84%	647,460,153 円（一般）

## 国保事業費納付金及び標準保険料率の算定フロー

〈ステップ1〉前期高齢者調整後の保険給付費の算出				令和4年度(本算定)	令和3年度(本算定)	増減
保険給付費(一般分)	県	A	50,500,600,277円	52,650,574,027円	▲2,149,973,750円	
－ 前期高齢者交付金などで控除される額		－	27,434,085,404円	28,318,467,814円	▲884,382,410円	
= 前期高齢者調整後の保険給付費		A'	23,066,514,873円	24,332,106,213円	▲1,265,591,340円	
〈ステップ2〉保険料収納必要額の算出						
－ 県へ入る公費など	県	－	11,680,980,320円	12,123,180,947円	▲442,200,627円	
= 保険料収納必要総額		B	11,385,534,553円	12,208,925,266円	▲823,390,713円	
〈ステップ3〉事業費納付金算定基礎額の算出						
－ 精算・調整額		－	241,767,225円	240,767,210円	1,000,015円	
= 事業費納付金算定基礎額		C	11,143,767,328円	11,968,158,056円	▲824,390,728円	
〈ステップ4〉事業費納付金総額を各市町村に配分						
$\times \{1 + \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1)\}$	浜田市	$\times$	1.2390628373060	1.2342288154666	0.0048340218394	
$\times \{\beta \cdot (\text{所得シェア}) + \text{人数シェア}\} / (1 + \beta)$		$\times$	0.0730208303992	0.0734385289747	▲0.0004176985755	
$\times \gamma$		$\times$	0.8826521335056	0.8912314125903	▲0.0085792790847	
= 浜田市の事業費納付金基礎額		c	889,942,015円	966,801,806円	▲76,859,791円	
〈ステップ5〉市町村ごとの事業費納付金基礎額				令和4年度(本算定)	令和3年度(本算定)	増減
± その他調整分	浜田市	－	▲30,387,294円	▲34,414,869円	4,027,575円	
= 各市町村の事業費納付金(一般分)		d	920,329,309円	1,001,216,675円	▲80,887,366円	
〈ステップ6〉公費、保健事業費等を加減算						
－ 浜田市に直接入る公費	浜田市	－	416,671,716円	431,471,513円	▲14,799,797円	
+ 事業費納付金に含まれない経費		+	123,342,820円	127,015,750円	▲3,672,930円	
= 標準保険料率算定に必要な保険料総額		e	627,000,413円	696,760,912円	▲69,760,499円	
〈ステップ7〉標準的な収納率で割戻し						
標準的な収納率(s)	浜田市	÷	96.84%	96.50%	0.34ポイント	
= 標準保険料率算定に必要な保険料総額(調整後)		e'	647,460,153円	722,032,033円	▲74,571,880円	
浜田市被保険者総数(見込)		÷	9,212人	9,648人	▲436人	
一人あたり軽減前保険料(医療分)			70,284円	74,837円	▲4,553円	

# 事業費納付金と標準保険料率算定に必要な保険料総額の関係

## 支援金分（一般）

県全体の後期高齢者支援金を推計し、

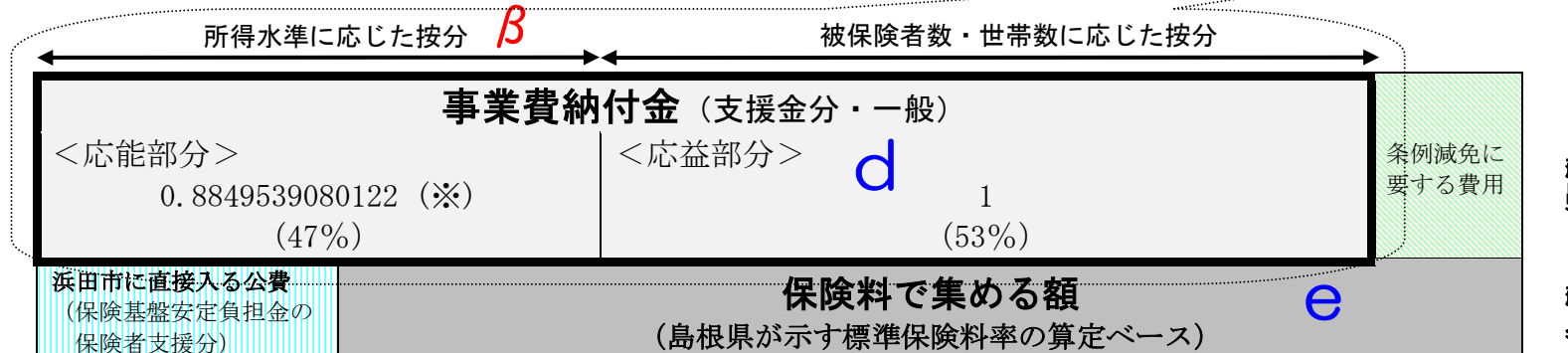
県全体の後期高齢者支援金見込額【約 73 億 4 千万円】

県へ入る公費（国庫負担金等）を控除し納付金算定基礎額を求める（ステップ 1～2）



各市町村の所得水準等に基づき按分する（ステップ 3）

### ◆浜田市の事業費納付金額（支援金分・一般）



※全国を 1 とした場合の島根県の所得水準 = 0.8849539080122 (数値は本係数のもの)

### ◆事業費納付金額及び保険料で集める額（ステップ 4～5）

	<b>事業費納付金 (d)</b>	<b>納付金対象外経費</b>	=	<b>浜田市に直接入る公費</b>	<b>保険料で集める額 (e)</b>	→	<b>標準的な収納率</b>	<b>調整後の標準保険料率算定に必要な保険料総額 (e')</b>
支援金分	263,480,006 円	861,000 円		24,395,070 円	239,945,936 円		96.84%	247,775,646 円 (一般)

## 国保事業費納付金及び標準保険料率の算定フロー

支援金分				令和4年度(本算定)	令和3年度(本算定)	増減
<b>〈ステップ1〉後期高齢者支援金(一般分)算出</b>						
後期高齢者支援金等(一般・退職分)	県	A	7,339,302,552円	7,504,224,947円	▲164,922,395円	
－ 国庫負担金などで控除される額		－	▲1,545円	▲4,198,449円	4,196,904円	
= 後期高齢者支援金等(一般分)		A'	7,339,304,097円	7,508,423,396円	▲169,119,299円	
<b>〈ステップ2〉保険料収納必要額の算出</b>						
－ 県へ入る公費など	県	－	3,736,379,620円	3,903,972,840円	▲167,593,220円	
= 保険料収納必要総額		B	3,602,924,477円	3,604,450,556円	▲1,526,079円	
<b>〈ステップ3〉事業費納付金算定基礎額の算出、事業費納付金総額を各市町村に配分、市町村ごとの事業費納付金基礎額</b>						
± 後期高齢者支援金精算額	県	+	0円	0円	0円	
= 事業費納付金算定基礎額		C	3,602,924,477円	3,604,450,556円	▲1,526,079円	
× $\{\beta \cdot (\text{所得シェア}) + \text{人数シェア}\} / (1 + \beta)$	浜田市	×	0.0731294832802	0.0735256500305	▲0.0003961667503	
× $\gamma$		×	0.9999999969469	0.9999999966708	0.000000002761	
= 浜田市の事業費納付金基礎額		c	263,480,006円	265,019,571円	▲1,539,565円	
± 後期高齢者支援金精算額		－	0円	0円	0円	
= 各市町村の事業費納付金(一般分)		d	263,480,006円	265,019,571円	▲1,539,565円	
<b>〈ステップ4〉保険者支援制度(支援金分)等を加減算</b>						
－ その他調整分	浜田市	－	23,534,070円	23,662,358円	▲128,288円	
= 標準保険料率算定に必要な保険料総額		e	239,945,936円	241,357,213円	▲1,411,277円	
<b>〈ステップ5〉標準的な収納率で割戻し</b>						
標準的な収納率(s)	浜田市	÷	96.84%	96.50%	0.34ポイント	
= 標準保険料率算定に必要な保険料総額(調整後)		e'	247,775,647円	250,111,101円	▲2,335,454円	
浜田市被保険者総数(見込)		÷	9,212人	9,648人	▲436人	
一人あたり軽減前保険料(支援金分)			26,897円	25,924円	973円	

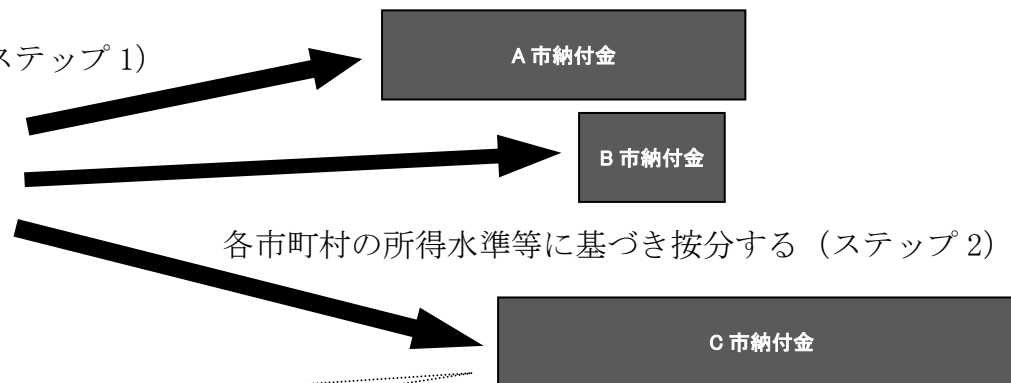
# 事業費納付金と標準保険料率算定に必要な保険料総額の関係

## 介護分

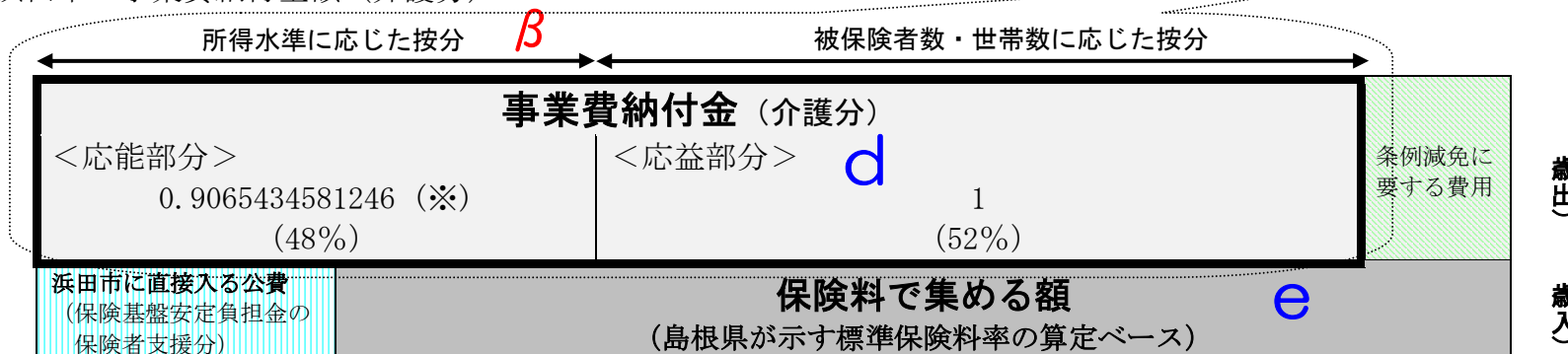
県全体の介護納付金を推計し、

県全体の介護納付金見込額【約 21 億 4 千万円】

県へ入る公費（国庫負担金等）を控除し納付金算定基礎額を求める（ステップ 1）



### ◆浜田市の事業費納付金額（介護分）



※全国を 1 とした場合の島根県の所得水準 = 0.9065434581246 (数値は本係数のもの)

### ◆事業費納付金額及び保険料で集める額（ステップ 3～4）

	<b>事業費納付金 (d)</b>	<b>納付金対象外経費</b>	=	<b>浜田市に直接入る公費</b>	<b>保険料で集める額 (e)</b>	→	<b>標準的な収納率</b>	<b>調整後の標準保険料率算定に必要な保険料総額 (e')</b>
介護分	70,671,989 円	268,000 円		6,474,551 円	64,465,438 円		96.85%	66,562,146 円 (一般+退職)

## 国保事業費納付金及び標準保険料率の算定フロー

〈ステップ1〉 事業費納付金算定基礎額の算出				令和4年度(本算定)	令和3年度(本算定)	増減
介護納付金(一般・退職分)	県	A	2,143,905,181円	2,213,046,591円	▲69,141,410円	
－ 国庫負担金などで控除される額		－	1,106,957,123円	1,199,364,102円	▲92,406,979円	
= 保険料収納必要総額		B	1,036,948,058円	1,013,682,489円	23,265,569円	
± 介護納付金精算額		+	0円	0円	0円	
= 事業費納付金算定基礎額		C	1,036,948,058円	1,013,682,489円	23,265,569円	
〈ステップ2〉 事業費納付金総額を各市町村に配分、市町村ごとの事業費納付金基礎額						
$\times \{ \beta \cdot (\text{所得シェア}) + \text{人数シェア} \} / (1 + \beta)$	浜田市	$\times$	0.0681538369496	0.0690035559460	▲0.0008497189965	
$\times \gamma$		$\times$	0.9999999913207	0.9999999891485	0.0000000021722	
= 浜田市の事業費納付金基礎額		c	70,671,989円	69,947,697円	724,293円	
± 介護納付金精算額		－	0円	0円	0円	
= 各市町村の事業費納付金		d	70,671,989円	69,947,697円	724,293円	
〈ステップ3〉 保険者支援制度(介護分)等を加減算						
－ その他調整分	浜田市	－	6,206,551円	6,338,961円	▲132,410円	
= 標準保険料率算定に必要な保険料総額		e	64,465,438円	63,608,736円	856,703円	
〈ステップ4〉 標準的な収納率で割戻し						
標準的な収納率(s)	浜田市	÷	96.85%	96.53%	0.32ポイント	
= 標準保険料率算定に必要な保険料総額(調整後)		e'	66,562,146円	65,895,302円	666,844円	
浜田市被保険者総数(見込)		÷	2,405人	2,470人	▲65人	
一人あたり軽減前保険料(介護分)			27,677円	26,678円	999円	



【参考】浜田市算定方式（応能割：応益割＝50：50）保険料率

医療分

標準保険料率算定に必要な保険料総額(調整後)		e'	647,460,153円	収納率勘案後の保険料総額(医療分・一般)
所得割	所得割指数		50.00%	応能割：応益割＝50：50
	= 所得割賦課総額	g	323,730,077円	【所得割として賦課する必要がある額】
	÷ 浜田市所得総額	÷	4,208,826,000円	浜田市の所得総額
	= 所得割率(標準保険料率)		7.69%	
均等割	均等割指数	×	35.00%	応益割合のうち均等割：平等割＝35：15
	= 均等割賦課総額	j	226,611,054円	【均等割として賦課する必要がある額】
	÷ 浜田市被保険者総数	÷	9,212人	過去3年間の実績に基づき算出した被保険者総数
	= 均等割額(標準保険料率)		24,600円	
平等割	平等割指数		15.00%	応益割合のうち均等割：平等割＝35：15
	= 平等割賦課総額	k	97,119,023円	【平等割として賦課する必要がある額】
	÷ 浜田市世帯総数	÷	6,621世帯	過去3年間の実績に基づき算出した世帯総数
	= 平等割額(標準保険料率)		14,668円	

支援金分

標準保険料率算定に必要な保険料総額(調整後)		e'	247,775,646円	収納率勘案後の保険料総額(支援金分・一般)
所得割	所得割指数		50.00%	応能割：応益割＝50：50
	= 所得割賦課総額	g	123,887,823円	【所得割として賦課する必要がある額】
	÷ 浜田市所得総額	÷	4,153,961,000円	浜田市の所得総額
	= 所得割率(標準保険料率)		2.98%	
均等割	均等割指数	×	35.00%	応益割合のうち均等割：平等割＝35：15
	= 均等割賦課総額	j	86,721,476円	【均等割として賦課する必要がある額】
	÷ 浜田市被保険者総数	÷	9,212人	過去3年間の実績に基づき算出した被保険者総数
	= 均等割額(標準保険料率)		9,414円	
平等割	平等割指数		15.00%	応益割合のうち均等割：平等割＝35：15
	= 平等割賦課総額	k	37,166,347円	【平等割として賦課する必要がある額】
	÷ 浜田市世帯総数	÷	6,621世帯	過去3年間の実績に基づき算出した世帯総数
	= 平等割額(標準保険料率)		5,613円	

介護分

標準保険料率算定に必要な保険料総額(調整後)		e'	66,562,146円	収納率勘案後の保険料総額(介護分・一般)
所得割	所得割指数		50.00%	応能割：応益割＝50：50
	= 所得割賦課総額	g	33,281,073円	【所得割として賦課する必要がある額】
	÷ 浜田市所得総額	÷	1,380,827,000円	浜田市の所得総額
	= 所得割率(標準保険料率)		2.41%	
均等割	均等割指数	×	35.00%	応益割合のうち均等割：平等割＝35：15
	= 均等割賦課総額	j	23,296,751円	【均等割として賦課する必要がある額】
	÷ 浜田市被保険者総数	÷	2,405人	過去3年間の実績に基づき算出した被保険者総数
	= 均等割額(標準保険料率)		9,687円	
平等割	平等割指数		15.00%	応益割合のうち均等割：平等割＝35：15
	= 平等割賦課総額	k	9,984,322円	【平等割として賦課する必要がある額】
	÷ 浜田市世帯総数	÷	2,146世帯	過去3年間の実績に基づき算出した世帯総数
	= 平等割額(標準保険料率)		4,653円	